

こどもセンターの部屋をかりたいとき

①申請者→こどもセンターに使用について申請します

- ・申請者は、使用日時、部屋、何に使用するか伝えます。
使用申請の可能期間は、使用したい日の30日前から4日前までです。
- ・こどもセンター（指定管理者）は、内容を審査し、次のア・イ・ウいずれかに該当し、かつ児童館の運営に支障がなければ許可をします。

ア 乳幼児支援及び保護者の子育て支援に関する事業

イ 児童に遊びの施設の提供等を行い、健全な遊びを通じて健康を増進し、情操を豊かにする事業

ウ 児童と地域及び多世代交流促進に関する事業

※ア、イの場合、厨房の使用はできませんので、御注意ください。

【必要資料】こどもセンター使用許可申請書（様式第2号）

（ウで減免を受けたい場合）こどもセンター使用料減免申請書（様式第7号）

（ア～ウで有料事業の場合）事業の内容がわかるもの・収支計画書（任意様式）

②—1 （ア・イ）での使用かつ無料事業の場合
こどもセンター → 申請者へ使用許可書を出します。

②—2 （ウ）、有料事業、減免申請いずれかに該当する場合
こどもセンター → 市こども子育て課へ使用許可書を添えて、資料を提出します。

- ・市は、提出資料を審査し、使用についての注意や、減免の有無を決定します。

③ 市こども子育て課→申請者へ減免決定通知・納付書等を送付します。
※こどもセンターへは、写しを送付します

【申請の流れ】

